

ID: 829

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	仮清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第102条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第102条第1項の規定による。 (仮清算) 第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日